平成２９年（フ）第９６０号
さいたま市南区太田窪２丁目２番10号フォー桂苑101
債務者　小髙安津之
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１９６号
埼玉県上尾市平方1603番地１　ファミーユ101、住民票上の住所埼玉県上尾市大字小敷谷845番地１　西上尾第一団地３―28―401
債務者　星　　一馬
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０２号
さいたま市緑区大字中尾717番地４
債務者　菊池　恵子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０６号
埼玉県蓮田市大字根金1699番地９
債務者　紙本　太一
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１９号
さいたま市南区大字太田窪3503番地７　サンハイツ太田窪101号、旧住所さいたま市南区大字大谷口2522番地６
債務者　マルシマこと　小島　淑子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２５５号
さいたま市中央区新中里４丁目18番11―509号
債務者　浦山　　颯
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１３７３号
埼玉県川口市芝４丁目14番23号、旧住所埼玉県川口市芝園町３番14―505号　川口芝園団地
債務者　山縣　　裕
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１４２７号
埼玉県鴻巣市下忍3657番地２　パナハイツ吉田202号
債務者　小関　松男
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５９５号
埼玉県草加市瀬崎３丁目23番１号　青宙荘
債務者　岡　　信治
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６００号
川崎市川崎区砂子１丁目１番地12　いせやサクラヰビル　402
債務者　今井　邦雄
1　決定年月日時　平成29年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
鹿児島県鹿屋市寿４丁目10番28号　グリーンハイツＢ105号
債務者　中村　順子（旧姓隈元・吉田）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２９年（フ）第１６８号
愛知県豊川市牛久保町天王下１番地の１
債務者　加島　広大
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１８５号
愛知県豊橋市二川町字北裏１番地の３
債務者　浅野せつ子
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１８６号
愛知県豊橋市二川町字北裏１番地の３
債務者　浅野　　亮
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時50分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第１９５号
愛知県豊橋市吉川町58番地１（Ｂ―１）
債務者　小林喜代美
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月25日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３８１号
岡山市東区西大寺中野本町９番31号
債務者　相澤　奈央
1　決定年月日時　平成29年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月17日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部